

図書館利用規定

1 館内利用規定

- イ. 館内では他の利用者の迷惑にならないように配慮するとともに、図書や備品の扱いに注意し、良識ある行動をとること。
- ロ. 食べ物・飲み物の持ち込み・飲食は原則として禁止する。ただし、フタ付きの飲み物（缶・ペットボトル・水筒など）は持ち込んで飲むことができる。
- ハ. 図書を書架に返す時は、請求記号をよく見て、間違いなく決められた場所に戻すようにすること。

2. 館外貸出規定

- イ. 館外に資料の貸出を希望する者は、カウンターの係員にその資料を示して所定の手続きをした後に帯出すること。
- ロ. 貸出冊数の上限は 20 冊とする。ただし、マンガはそのうち 3 冊までとする。
- ハ. 貸出期間は貸出日を含め 15 日間（マンガは 8 日間）とする。他の利用希望者がいない場合には、所定の手続きを取ることにより貸出期間を延長することができる。
- ニ. 返却期限は厳守すること。また、返却期限日前でも図書館から返却を求められた時には速やかに返却すること。
- ホ. 禁帯出図書、雑誌最新号、新聞は館内で利用するものとする。ただし、特別の事情ある場合には司書又は校長の了承を得て館外に帯出することができる。その場合には、所定の手続きを取ること。
- ヘ. 資料を汚破損、あるいは紛失した場合には速やかに届け出ること。その際に汚破損・紛失の責任が資料使用者にある場合は弁償すること。

平成 28 年 11 月 11 日改定